

甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域の指定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第 13 条第 1 項に規定に基づき、浸水警戒区域の指定を行おうと考えますので、同条例第 13 条 5 項に規定に基づき、審議会の意見を求める。

平成 30 年 10 月 31 日

滋賀県流域治推進審議会会長

議第1号

甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域の指定について

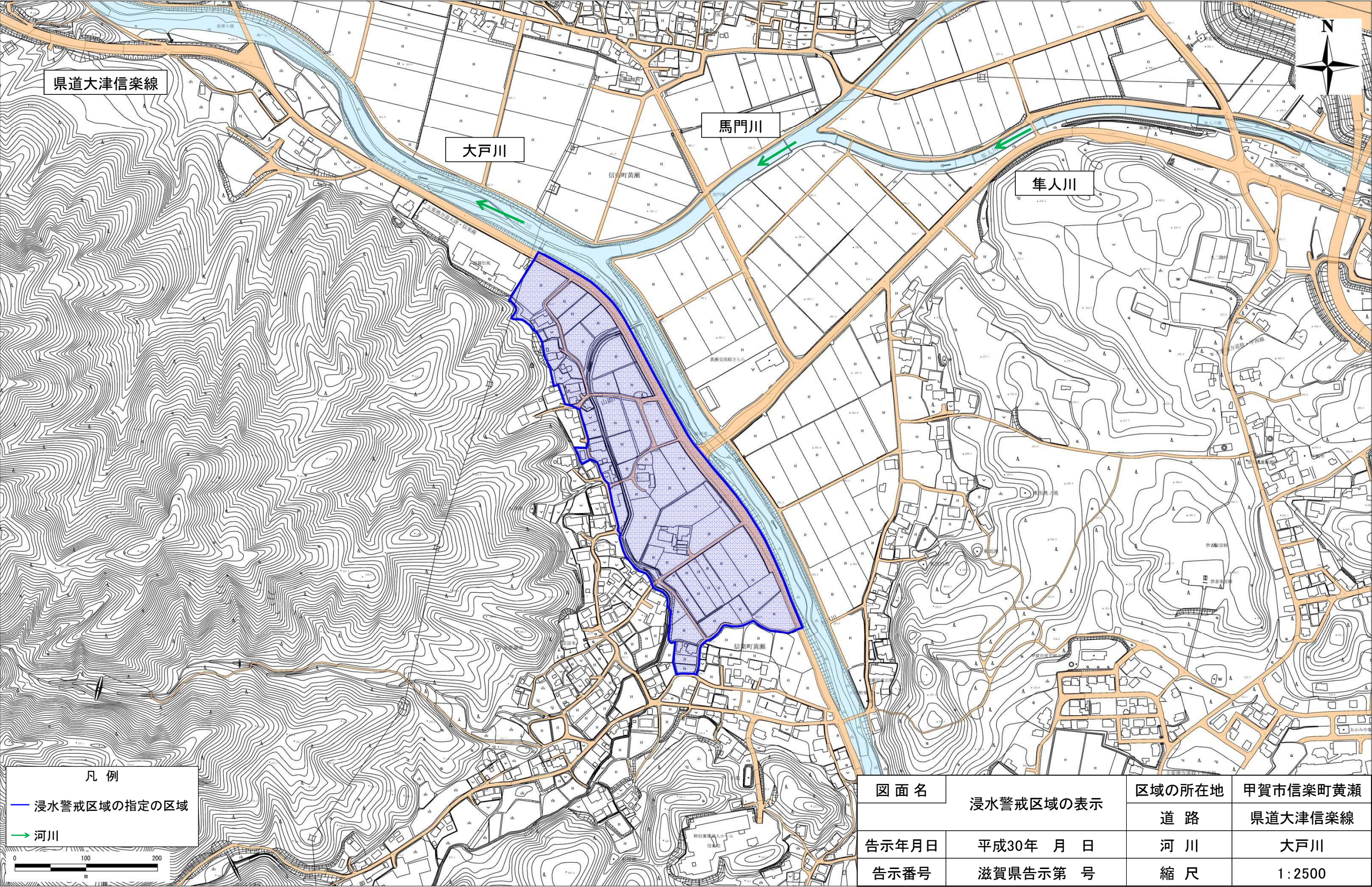
1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域
2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位
3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
4. 甲賀市長の意見

【説明資料】

- ① 甲賀市信楽町黄瀬地区での取組状況について
- ② 水害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域に関する概要説明（別冊）
- ③ 甲賀市黄瀬区水害・土砂災害に強い地域づくり計画（別冊）

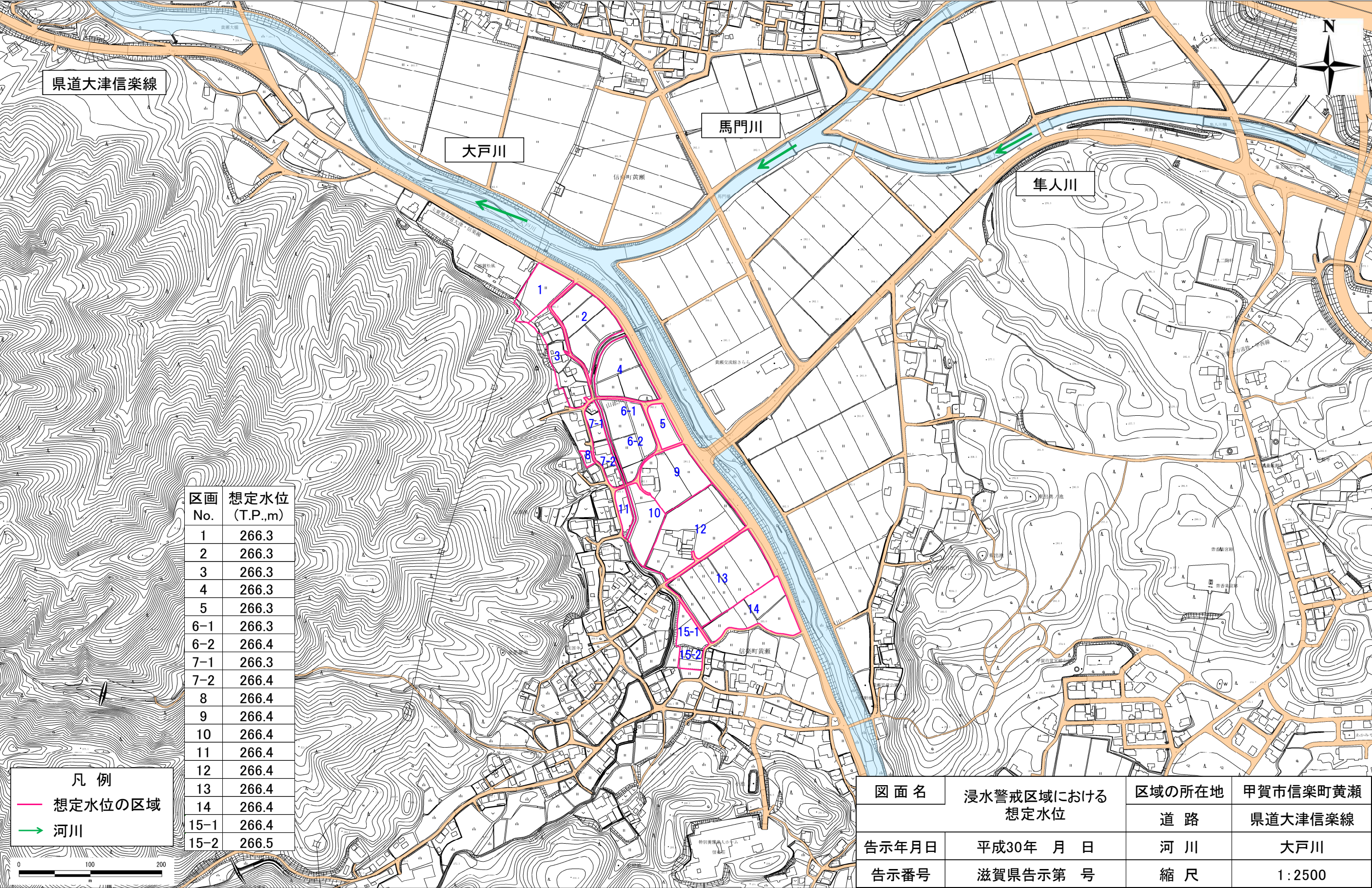


1. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域



※背景図は甲賀市都市計画図(白図)を使用している。
(都市計画図：平成13年11月撮影、平成14年12月測図)

2. 浸水警戒区域を指定しようとする土地の区域における想定水位



※背景図は甲賀市都市計画図(白図)を使用している。
(都市計画図：平成13年11月撮影、平成14年12月測図)

3. 指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書
(縦覧期間：平成 30 年 8 月 21 日～9 月 4 日)

意見なし

4. 甲賀市長の意見
(回答：平成 30 年 9 月 26 日付け 甲建事第 286 号)

○意見なし
地元意向を尊重します。